

# アメリカ海法の成立

池 垣 定 太 郎

- 一 は し が き
- 二 アメリカ獨立當時に於けるイギリス海法の狀態
- 三 アメリカに於ける獨立前後の海事裁判所の狀態

- 四 アメリカ合衆國のイギリス海法不繼受の理由
- 五 む す び

## 一

イギリス法及びアメリカ法を一括して英米法又は Anglo-American Law と總稱することが、わが國に於てもむしろ普通である。<sup>1)</sup> 兩法は、いずれも判例法主義及び法至上主義をその最も著しい特徴とし、その法律的考え方や法律問題の取扱い方も同様であり、そこにコンモン・ローの精神というべきものを共通にするといわれる。<sup>2)</sup> しかし、最近、アメリカ法のイギリス法に對する相違點が問題とされ、兩法を英米法と總稱して早急に理解することの妥當性に對する疑問が持たれる様になつてゐる。<sup>3)</sup> 一九五〇年ロンドンの第三回國際比較法會議の講演に於て、パウンド教授はこの問題に觸れたときに、兩法の個々の相違點をかなり具體的に指摘しながら、それにも拘らず、結論として、コンモン・ローの精神の共通性を強調することによつて英米法の統一性を力強く主張したのであつた。<sup>4)</sup> 普通法を主眼として、兩

國の法を見る限り、「英米法」の存在性を認めるべきであらう。

いま、海法 (Maritime Law, Admiralty Law) に視線を轉ぶるとき、事情はかなり違つて来る。海法及び海事裁判所成立の由來、海事管轄權の範圍、海事事件認定の標準、海法及び海事裁判所の普通法及び普通法裁判所に對する關係等に於てイギリスとアメリカでは相當違つたものがあり、敢て、それを一括して英米海法と總稱することにいささか躊躇の念を感じざるを得ないのである。<sup>5)</sup>

本稿の最初の意圖は、イギリス及びアメリカに於ける造船契約 (Shipbuilding Contract) に關する諸問題の研究中に逢着した、造船契約の海事契約性 (Maritime Nature of Contract) に就ての兩國の立場の相違を如何に理解すべきかという疑問に答へんとすることにあつた。しかし、この問題の解決のためには、更に遡つてアメリカ海法及び海事裁判所成立の由來を探究するの必要を感じたことから、造船契約の法律的性質を明らかにすることを究極の意圖としつつ、本稿ではとりあえずその序説として、海事管轄權を中心として、イギリスのそれと比較し乍ら、アメリカ海法成立の事情に關する私見を取り纏め、將來の研究に資せんとするものに外ならない。英米兩國法について充分な知識を持たない私は、思わぬ過誤、獨斷を犯す恐れが多分にあり、大方識者の御教示を切に願ひしたい。

- (1) 田中和夫・英米法の基礎四頁、永田義雄・アメリカ法史概説八頁。
- (2) なお、アメリカ法といつても具體的にはアメリカ法という單一の法は存在しない。アメリカに於ては聯邦の外に各州もそれぞれ立法府と裁判所を有しているために、存在するのは聯邦法及び各州法それぞれの法である。田中・前掲二四三頁。
- (3) 例えば、平良・リステイトメントを中心としたアメリカ判例法の課題、法學研究二卷二號一九頁。
- (4) R. Pound, Development of American Law and Its Deviation from English Law, 67 Law Quarterly Rev.
- (5) 尤も、ロビンソンは、その海法の著書の中で Anglo-American Admiralty と云ふ言葉を使ひてゐる。G. H. Robinson,

二

アメリカに於ける、最も面倒な法律問題の一つは、海事管轄權 (Admiralty jurisdiction) の範圍を決定することにあるといわれる。<sup>1)</sup>

いうまでもなく、アメリカ合衆國の海事裁判所 (Courts of Admiralty) の管轄權は、その根據をアメリカ聯邦憲法の條項により與えられている。すなわち、いわゆる聯邦司法權の範圍として、聯邦憲法第三節第二條第一項中に「司法權は左の諸事件に及ぶ。……海事裁判所及び海事管轄に關する總ての事件……」と規定し、聯邦司法權を使用する裁判所として、聯邦憲法第三節第一條は「合衆國の司法權は一つの最高裁判所及び聯邦議會が隨時設立することあるべき下級裁判所に屬す」と規定する。<sup>2)</sup> そして、これにとどまる。かくの如き憲法條項の簡潔性の故に——聯邦憲法のこの簡潔性はブライスのいう如く賞讃すべき簡潔性であるかも知れないが——海事管轄權について見る場合、具體的に如何なる事項が海事裁判所の管轄に屬することになるのかは、憲法の規定のみからは殆んど何事も知り得ない。<sup>3)</sup> とりわけ、アメリカがアメリカ革命 (獨立戰爭) を經て、一つの Nation として國際社會に誕生したときに、陸法 (Law of shore purpose) については、それまでの敵國であつたイギリスの普通法 (Common Law) を繼受することになつたにも拘らず、海法 (Maritime Law) については、當時のイギリス海法を繼受することなく、従つて海事裁判所の管轄權についても當時のイギリスのそれ——有名な永い普通法裁判所との抗争の末、僅かに保持することを許されていた、後述の如き限られた範圍のそれ——に依らない結果となつたことは、海事管轄權の範圍を決定す

るについて、普通法の場合と異なり、イギリス判例法を背景としないために、聯邦憲法の當該條項の解釋についての廣汎な餘地を残し、それだけ問題の解決を複雑ならしめている。<sup>6)</sup> 何故にアメリカはコンモン・ローについてはイギリス法を繼受しながら、Admiralty についてはイギリスのそれを繼受しなかつたか。

イギリスに於て、普通法と區別された海事管轄權は、數世紀に亙つて行使されて來たが、その歴史は未だに不分明であるといわれる。<sup>7)</sup> その起源は、オレロン法 (The Laws of Oleron) をイギリスに齎らし歸つたという獅子心王リチャード (Richard the Lion-Hearted, 1189—1199 在位) の時代に遡ることが出来るといわれるが、<sup>8)</sup> 十四世紀中葉に始めて獨立の海事裁判所が設立せられるまでは、海事事件は主として、海港都市の裁判所で審理され、それらは記録裁判所でなかつたために、管轄權の範圍を充分知り得ない。初期の海事裁判所の管轄權は、衡平法裁判所、王座裁判所と同じく理論上國王の大權に基くものであるから、特に制定法により制限又は擴張されない限り、大權に基く行爲、委員會の記録や律令 (Ordnance) の中に見出だされる。<sup>9)</sup> 従つて、初期に於ては、曖昧であつたが、ともかく形式上は頗る多方面に亙つていた。<sup>10)</sup> 尤も、實質的に見れば、その取り扱つた事件の大部分は、海賊行爲 (Piracy)、掠奪 (Spoils)、報復 (Reprisals)、難破 (Wreck) 及び海軍司令長官俸祿 (Admiral Droits) に限られ、海員の給料、海損、契約といつた重要な民事管轄權は十四世紀の末まで殆んど全く知られていなかつたし、その後取り扱う様になつてからも、ごく狭い範圍に限られ、初期の海事裁判所の管轄權は不完全なものに過ぎなかつた。<sup>11)</sup> 元來、サクソン人は、わが國で誤り信じられていた様な海渡世の民 (Seafaring people) ではなかつたのであり、しかもイギリス商業の後進性に依り、商業が比較的發達した十四、十五世紀に於ても、取引は外國商人の手で行なわれていたので、十六世紀に至るまでの海事裁判所は大して重要性を有しなかつたのである。<sup>12)</sup>

しかし、この初期の海事裁判所の管轄権の範囲は頗る曖昧であつたために、屢々不法が行なわれたので、一三八九年、一三九一年制定法<sup>14)</sup>の二つの制定法により、管轄権は非常に制限せられ、加うるに海事裁判所に誤つてなされた訴に對して罰則を規定する一四〇〇年制定法<sup>15)</sup>の施行は、この制限を一層實效あらしめる結果となつた。<sup>16)</sup>以上の制限は、一時それにも拘らず海事裁判所が充分な管轄権を持ち得た一時期（十六世紀始め）を除いて、<sup>17)</sup>それ以降ときどきの緩和のための努力（チュードル朝の一五七五年及び一六三二年に試みられた努力等）<sup>18)</sup>にも拘らず、十七世紀を通じて熾烈を極め、その後も中絶することなく續いた普通法裁判所側からの攻撃により、一八六一年になつて始めて、舊時の管轄権の大部分を實質的に回復するまで、海事裁判所の管轄権の範囲は縮小を續け、遂に制限の解かれることがなかつた。<sup>19)</sup>

かくて、アメリカ獨立の當時に於て、イギリス海事裁判所に殘された管轄権の範囲は、舊時のそれに比し、また同時代の歐洲大陸諸國の海事裁判所のそれに比べて、頗る狹隘なものとなり終つており、次に掲げる諸事項に限られていた。<sup>20)</sup>

- i 人員及び財物が海事裁判所の管轄内に存する場合に、外國の海事裁判所の判決を執行することにつき。
- ii 契約が捺印證書により締結されず、通常形式で締結せられている場合の海員の給料につき。
- iii 財物が陸岸上に存在しない場合に於ける救助につき。
- iv 船舶の使用に關する、船舶共有者間の事件につき。
- v 公海上の財物及び人員に對する、衝突並に傷害事件につき。
- vi 海軍司令長官俸祿 (Admiralty Droits) につき。

右に掲げた管轄権の範圍は、海事裁判所の管轄権を執拗に蠶食し續けた普通法裁判所も、遂に呑み盡すことを得ざりし殘存物であつた。衝突、救助、海軍司令長官俸祿の如き純海軍事件、船舶共有の如き、永い歴史と危険な海運企業の本質から生れたものに關する事件等は、流石に普通法裁判所も攻撃の手を控えたが、本來の契約事件については、僅かに海員の給料につき、それも條件付きで認めたに過ぎない。普通法裁判所がその攻撃を集中した目標は、とりわけ、海事契約事件であつた。普通法裁判所は、公海上で犯された不法行爲については、決して、それに對する海事裁判所の管轄を禁止しようとは試みなかつたけれども、契約に關しては甚しく抗争したのであつた。<sup>21)</sup>その理由の一として、契約事件が *lucrative* であつたことがあげられる。充分な合理的理由から來るのではないために、非理やこじつけが行なわれる可能性が始めから存在していたのである。外國で締結された契約を、ロンドンのチープサイドで (*in the Ward of Cheap*) 締結したものであるとして、海事裁判所の管轄権を奪つた、コーク (*Coke, Sir Edward, 1552—1634*) の用いた擬制の如き、人を喰つたこじつけが行われたのである。<sup>23)</sup>訴訟の目的物が海上に存しないことを理由に、或は、契約が陸上でなされたことのために、管轄権が奪われた。それならば、海上に於て締結せられた契約は、すべて海事裁判所の管轄に屬するかといへば、もしその契約がその性質に於て *maritime* でないという理由がつけば、やはり管轄権を失つた。<sup>24)</sup>

十五世紀末から十六世紀にかけての新らしい地理的發見のため、歐洲通商の中心が地中海から大西洋岸へ移動したことに伴い、イギリス外國貿易の隆盛を將來した頃には、イギリスに行なはれた海法として未だ、當時の國際的性格を帯びたオレロン法 (*The Law of Oleron*) に主として依存していたことは明らかにされているが、その後十六世紀の終りから十七世紀を通じての普通法裁判所と海事裁判所との熾烈な確執は、海事裁判所の適用する法の上に前者の

痕跡を強く印したのであつた。<sup>26)</sup> 海事裁判所によつて適用された法は、諸外國の海法と近似性を持つていたことは勿論であり、オレロン法その他の海法典が、イギリス裁判所に於て有効に引用されたけれども、しかし、今やイギリスの海法は會てそれが保持していた國際的な性格を失ひ、本質的にイギリス法に外ならないものとなつたのである。「イギリスの海事裁判所で行なわれる法は、イギリス海法である。それは普通ローマ法ではなく、イギリスの海事裁判所が、議會制定法に依り、又は繰り返された判決、慣例及び原則によつて、イギリス法として採用したものである」。<sup>27)</sup> また、「ロード海法、オレロン海法、ウイスビー海法又はハンザ諸都市の海法のいずれも、それ自體ではイギリス海法のどの部分でもない」と述べられてある。<sup>28)</sup>

かくして、ホールズワースが「イギリスに於ける商事法 (Law Merchant) の特異な歴史は、それを適用した裁判所の特異な歴史に依る」といつたことは、とりわけ、海法について當てはまるのであり、イギリス海法は、イギリス海事裁判所の變遷に對應して、イギリス獨特の法理を含む特有の海法となつてしまつたのである。<sup>29)</sup> しかも、イギリス法理は、必ずしも合理的な法發展の所産ではなかつた。新興國家であるアメリカ合衆國が、これにあきたらなかつたのは、決して不思議ではない。

(1) William Mcfee, The Law of the Sea, p. 148.

(2) アメリカでは、The Supreme Courts of Judicature Acts, 1873以前のイギリスの如き普通法裁判所と區別をれた獨立の海事裁判所は、アメリカ獨立以後存在しなくなり、最高裁判所 (Supreme Court) 及び地方裁判所 (District Courts) は普通法裁判所であると同時に海事裁判所として機能する。同一裁判所が兩種の管轄權を行使するが、決して混同されることなく、相互に區別をされている。これらの裁判所が Admiralty Court として sit した場合に、通常、海事裁判所といわれるのみ。

- (3) U. S. Constitution, Art. III, 2 and 1 (1897). 高柳・末延・英米法辞典六五七頁。譯文は「高柳・英法講義三卷司法權の優位二八・二九頁に依つた。  
この憲法の條項は、單に司法權についての規定に止まらず、聯邦議會に海事立法の權限を與えたものと解釋され、現にアメリカに於て、立法のプログラムが大きな日程となつて居る。Gustavus H. Robinson, Handbook of Admiralty Law in the United States, 1939, p. 7.
- (4) James Bryce, American Commonwealth, 1914, Vol. 1, p. 254.
- (5) なお一七八九年に、聯邦裁判所を設立し、その組織、權限を定めたところの裁判所法 Judiciary Act は、聯法地方裁判所に專屬海(民)事裁判管轄權 (exclusive original cognizance of all civil causes of admiralty and maritime jurisdiction) を與えたが、但書 (“saying to suitors, in all cases, the right of a common law remedy, where the common law is competent to give it.”) により普通法裁判所でも、當時認められていた海事訴訟原因に限り、及び人的訴訟 (Proceeding in rem) の場合に限り、競合的管轄權 (Concurrent Jurisdiction) を與えたから、實質的海法 (Substantive Maritime Law) たる場合に、兩種の裁判所により適用をされることになる。しかし、聯邦裁判所が、サブの Admiralty and Maritime Jurisdiction を持つところのことは變りないから、本稿ではこの點に深く入らなう (Act of Sept. 24, 1789, § 9, c. 20, 1 Stat. at L. 73, 77, Jud. Cod., § 24 (3), 28 U. S. Code 41 (3)).
- (6) 尤も、コンモン・ローについても、アメリカが聯邦制度の國家であるため、繼受されたイギリスのコンモン・ローとは、アメリカに於て何を意味するかという困難な問題を殘している。即ち、繼受されたコンモン・ローが一つならば、イリノイの裁判所によつて發見せられ宣言せられた法は、同時にニューヨークの法であり、ニューヨークの裁判所に於ても同一の結果に到達しなければならぬ筈である。しかし、事實は必ずしもそうではない。そこで、アメリカに於けるコンモン・ローの意味と性質を決定することが重要な問題となる。“The English Common Law in the United States”, by Herbert Pope, 24 Harv. L. Rev. 6.
- (7) Carter, A History of the English Courts, 1944, p. 108. イギリス海事裁判所の起源につき、わが國に於ける研究として、は、戸田修三・イギリス海法の形成と「海事裁判所」(Admiralty Court) の變遷、法學新報五九卷一二號三三二頁、「英國海法の黎明期に於ける海事裁判所の變遷」、中央大學新制學部記念論集一八頁が詳しい。尙、樋貝詮三、中世の地中海々事



裁判所、法學論叢四七卷五號六八四頁。

- (8) By Mr. Justice Story in *De Lovio v. Boit*, 2 Gallison, 398.
- (9) Erasmus C. Benedict, *The Law of American Admiralty, Its Jurisdiction and Practice with Forms and Directions*, Vol. 4, p. 360.
- (10) Carter, op. cit., p. 104; Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. I, p. 548; Benedict, op. cit., Vol. 4, p. 360. Admiralty-Jurisdiction: Test of Jurisdiction over Contracts, 32 Harv. L. Rev. 853.
- (11) F. R. Sanborn, *Origins of the Early English Maritime and Commercial Law*, 1930, p. 266.
- (12) *ibid.*, pp. 264—266.
- (13) 13 Richard II 3c. 1c. 5. 貞田・前掲論文二三九頁。
- (14) 15 Richard II c. 3. 貞田・同前。
- (15) 2 Henry IV c. 11. 貞田・同前。
- (16) Holdsworth, op. cit., Vol. I, pp. 548—549.
- (17) Sanborn, op. cit., pp. 266—267.
- (18) Holdsworth, op. cit., Vol. I, pp. 553—555.
- (19) *ibid.*, pp. 554—554; Benedict, op. cit., vol. 4, pp. 375—397. 海軍裁判所と普通法裁判所との抗争とていつた。貞田・前掲論文と推して。
- (20) Benedict, op. cit., Vol. 4, p. 398.
- (21) Carter, op. cit., pp. 105—106; Holdsworth, op. cit., Vol. I, pp. 254—255.
- (22) McFee, op. cit., p. 144; Holdsworth, *ibid.*
- (23) Holdsworth, op. cit., Vol. I, p. 553.
- (24) Holdsworth, op. cit., Vol. I, p. 556, note (6).
- (25) Sanborn, op. cit., p. 262.
- (26) Holdsworth, op. cit., Vol. I, p. 559.

- (27) The Gaetano and Maria, 7 P. D. 137; 4 Asp. M. C. 470.
- (28) The Gas Float Whiton, No. 2, p. 42; 8 Asp. M. C. 110, 272.
- (29) Holdsworth, op. cit., Vol. I, p. 530.

## 三

アメリカに於ける海事管轄権は、聯邦憲法の制定により、一つの最高裁判所と複数の地方裁判所とに專屬することになつたけれども、憲法のこの様な態度の由つて来る理由を知るためには、アメリカ獨立以前及び獨立後聯邦憲法制定までの、海事管轄権の状態を一瞥しなければならぬ。

先ず、植民地時代に於けるアメリカには、イギリスの植民地海事裁判所 (Admiralty Courts of the British Colonies) が設置せられてあつた。イギリス憲法に依れば、イギリス帝國議會の制定法は、その制定法に當該植民地名が明示されない限り、植民地を拘束しないことになつておる一方、全領土には、勅許狀 (King's Commissions) が廣く行なわれたのである。<sup>1)</sup> この勅許狀又は開封勅許狀 (Patent Letters) は、隨時、植民地總督 (Governors)、副海軍司令長官 (Vice-Admirals) 及び副海事裁判所判事 (Judges of Vice-Admiralty) に對し發せられた。かかる勅許狀により植民地の海事裁判所即ち副海事裁判所 (Vice-Admiralty Courts) が設立せられたのであつた。しかも、アメリカに於ける副海事裁判所の管轄権を制限する如きイギリス議會制定法は遂に出されたことはなかつたので、以上の勅許狀乃至開封勅許狀は、植民地時代のアメリカ海事管轄権の法源のすべてであり、その範圍を知るための重要な文書である。<sup>2)</sup>

總督としての總督に對する特許狀 (Commission to the governor as governor) により、總督は、イギリス海事裁判所から發せられるべき命令書に従つて、副海事裁判所を設立する權限を付與され、副海事司令官としての總督に對する特許狀 (Commission to the governor as Vice-Admiral) は、副海事裁判所に認めるべき管轄權の範圍及び内容を指示した。その管轄權の範圍は多岐に亙るが、凡そ、傭船契約、船荷證券、保險證券、交互計算書、金錢債務、兩替、合意證書 (agreements)、申立書 (complaints)、不法行爲 (offences) を含む民事及び海事のすべての訴訟原因及び、傭船料、運送賃、海事賃借、冒險賃借、不法侵害 (trespasses)、權利侵害 (injuries)、財物強要罪 (extortions)、請求權 (demand) に係りあるすべての民事及び海事事件並に、苟くも民事海事のすべての事項に擴張されてきた。特許狀に用いられた文言は、甚だしく包括的なもので、性質上海事的なすべての事件を包含し、當時イギリス海事裁判所に於て認められなかつた訴訟原因については、特に列擧して掲記された。<sup>3)</sup> あまりにも廣汎且つ、一般的包括的表現により與えられた副海事裁判所の管轄權が、その後不當に擴張されたのは自然であり、獨立當時のアメリカに於て、屢々不平の的となつたことは、後に聯邦憲法制定に當り、海事管轄權の規定の仕方に影響を與えることになつたのである。<sup>4)</sup>

次いで、一七七六年、アメリカ十三州が、フィラデルフィヤの大陸會議に於て獨立宣言書を可決し、自由獨立を宣言して後、一七八七年の聯邦憲法制定に至るまでに於ては、各州は、聯合規約 (Articles of Confederation) の制約に反しない限りに於て、各州の主權に基き、各州の海事裁判所を存續維持或は新設したのである。ある州では既存の副海事裁判所を、看板を塗り替えて存續せしめたにすぎなかつたが、他の州例えば、ニューヨーク州では、州制定法によりリチャード王第十五年第二號制定法 (15 Rich. II) を採用して、海事裁判所の管轄權の制限を試みたし、

また他の州では、既存の裁判所をすべて廢止して、制定法に基き新しい裁判所を設立したのであつた。<sup>5)</sup>かくて、海事裁判所の構成、管轄權の範圍及び適用される海法は各州でまちまちであつた。或は當時のイギリスの例に倣い(ペンシルヴァニヤ州)、或は萬國海法及び萬民法(the maritime law and the law of nations)に依り(ニュー・ジャージー州)、或は、いまままでイギリス海事裁判所で認められて來た限りの、オレロン法、ロード法、帝國法並に、自然法萬民法によつて裁判されるというが如き、廣汎にして頗る便利な管轄權を制定法により與えられた(ヴァージニヤ州)。どの二つの州を採つて見ても、大なり小なり相違せざるこなきこの不統一の状態は、聯邦憲法制定に際し、海事裁判所及びその管轄權に關する規定に影響せざるを得なかつたのである。

(1) Benedict, op. cit., Vol. 4, p. 405.

(2) Ibid., p. 405. 植民地には、もとより海事裁判所のための法制定の權限はなく、それは専ら國王及び議會の一般規制の下にあつた。

(3) Benedict, op. cit., Vol. 4, pp. 434—435. 特許狀(Commissions)には四種あつた。

第一種。總督としての職務を執行する總督に對する特許狀であり、それは國務長官廳から發せられた。

第二種。副海軍司令長官としての職務を執行する總督に對する特許狀であり、高等海事裁判所から發せられた。

第三種。海賊行爲(Piracy)のより有效なる鎮壓のための處置をとらしむべく、總督及びすべての高官に對して發せられた一般特許狀であり、國務長官廳から發せられた。

第四種。副海事裁判所判事に對する特許狀であり、高等海事裁判所から發せられた。

これらの特許狀は、入手し難きものに屬するので、ベネディクトは、本書の四〇六頁から四三三頁に亘り、以上の四種の各々の代表的なものを省略なしに採録している。尙、副海事裁判所として最も重要なものは、ニューヨーク州のそれであるが、その裁判記録は Judge Hough により保存された。Robinson, op. cit., p. 7.

(4) Benedict, op. cit., p. 436.

(5) Benedict, op. cit., p. 438.

(6) Laws of Pennsylvania, 1778. Laws of New Jersey, 1781. Laws of Virginia, 1779.

#### 四

アメリカ海法は、コンモン・ローの場合と異なり、イギリス海法の継受ではなく、一般海法 (General maritime law) を継受したものであるとすることは、アメリカ海法學の泰斗 Benedict や Robinson のひとしく認めるところである。<sup>1)</sup> イギリス海法を継受しなかつたということは、イギリス判例法・制定法をそのままアメリカ海事裁判所の據るべき法源としなかつたことであり——コンモン・ローの場合でも、イギリス・コンモン・ローの継受ということが聯邦制度をとるアメリカにとつて何を意味するかは困難な問題である。<sup>2)</sup> ——イギリス海法をも含めて、一般海法の原則により導き出されたアメリカ海事裁判所の判例を通じて、アメリカの環境に適合せしめられ乍ら、アメリカ海法が形成せられて來たということを意味する。一般海法継受の方向を決定したのは、聯邦憲法であつたが、憲法條項の簡潔性のために、<sup>3)</sup> 時に裁判官のあるものにより争われる餘地をも残しながら、しかしストーリー判事その他の偉大な裁判官達の努力によつて、一般海法に基く、アメリカ海法の形成が成就されたのであつた。<sup>4)</sup>

ストーリー判事 (Joseph Story, 1779—1845) は De Lovio v. Boit (1815) 事件の判決に於ける有名な意見に於て、聯邦憲法によつて聯邦裁判所に與えられた権限は、獨立當時のアメリカに於て承認され、實施されていた海事管轄權に依つたものであり、イギリス海事裁判所に對するリチャード二世制定法その他の制限立法によつて何等制限せられないものであると主張したのである。即ち「アメリカの海事管轄權を定めた判例は、イギリスの制限的制定

法（リチャード二世法）の解釋に基いて定められたのではなく、植民地時代及び、獨立の時代のいずれに於ても、この國に於てはそれらの制定法が效力をもつべきものではなかつたという理論に基いてなされたのである<sup>5)</sup>。また、Waring v. Clarke 事件に於ては「リチャード二世の制定法は、植民地のいずれかの立法者により採用された場合を除いて、植民地のどこでも決して有効ではなかつた」と判決された<sup>6)</sup>。

アメリカ獨立當時のイギリス海事裁判所の管轄權は、コンモン・ロー裁判所によりリチャード二世の制限的制定法に加えられた解釋によつて骨抜き状態にされていたということは一般的に承認されていた。ストーリー判事の明言するごとく、その解釋は誤りであつた<sup>7)</sup>。しかも尙、この様な解釋の上に立つコンモン・ローの判例は、イギリスに於て動かし難い權威をもつ法であるということも認められなければならない。従つて、コンモン・ローと共にイギリス海法を繼受するということは、明敏な立法者や裁判官にとつては耐え難いことであらう。まして、アメリカはイギリスから獨立することによつて、主權國家として國際社會に誕生したのであるから、いかなる法を繼受するかはアメリカの自由であつたのである<sup>8)</sup>。

アメリカ獨立當時のアメリカ一般國民の關心の方向は、外海に對してではなく、むしろアメリカ大陸内部に向けられていた<sup>9)</sup>。このことは、漠然とではあつても、狹隘なイギリス海事管轄權と、不合理なイギリス・ルールの採り難いことを意識せしめたことと想像されるのであるが、一方、このことはアメリカ國民にとつて、イギリス海法に執着せしめることにもならなかつたのでなからうか。即ち、國民の直接の關心の外にある海の法について、ローマ法的海法の採用に對する抵抗を生ずる背景は存しなかつたのではないかと思われる。むしろ、當時の海事法曹の素質からいってもコンモン・ロー裁判所との抗争によりその影響をうけて高度に技術化したイギリス海法の先例に慣熟するよりも、

一般海事慣習の上に立つ一般海法によつて事物を考察するのが自然であつたのである。また、實際、聯邦憲法の制定者や當時の法曹は、イギリスに於て認められていたものと違つた、そしてより廣い管轄權に慣れていたのであつた。<sup>10)</sup>かくて、The Huntress 事件に於て述べられた如く、「政府各部の同時代の宣言及び、すべて一つの裁判所に統一なれ、半世紀に亙る不壞不變の practice に對する人民の默示の承認は、聯邦憲法に規定する Admiralty and Maritime Jurisdiction はイギリス海事裁判所のそれよりも廣範圍のものであり、而して、憲法條項の定義に當つて、イギリス法に依據しなければならぬ」といふ臆説をすべて斥けたのである。<sup>11)</sup>

尤も、ローマ法的な一般海法を繼受することは、かつて、海事裁判所に於て陪審による裁判の行なわれた歴史をもつイギリス法及び、陪審に依るべきことを規定し、又は、陪審によるか否かの自由を當事者に認めた獨立後のある州の立場から離れたることを意味するために、人權と自由を求めて新大陸に渡來した先人の傳統を繼ぐアメリカ國民にとつて、かすかな抵抗の原因となつたことは考え得るところである。<sup>12)</sup>

また、アメリカがイギリス海法不繼受の方向をとるに至つた原因の一つとして、イギリスが、アメリカ合衆國の從來の敵國であつたといふ事實に由來するイギリスの事物に對する一般的反感の影響も考慮に入れなければならぬ。對英獨立戰爭及び獨立後の對英反感は、イギリス固有法の繼受に對する抵抗として作用し、一時、コンモン・ローの繼受を困難ならしめた事情を考え合せるとき、海法繼受について無視できない事情の一つと考えられるのである。<sup>13)</sup>コンモン・ローの繼受については、アメリカ移住者の本國政府及びその植民地に於ける代表者に對する鬭争及び獨立を正當化する政治的武器を、逆に、イギリス人のコンモン・ロー上の權利 (The common law rights of an Englishman) に求めたために、アメリカ法曹が、急速にコンモン・ローに通曉するに至り、コンモン・ローの繼受を促がす

原因をなすの奇觀を呈したのであるが、政治的色彩の稀薄な海法の分野については、このような事情の存しないこと、或はまたアメリカ法曹のイギリス法研究の焦點の外にあつたといふことは、結局イギリス海法の繼受について、コンモン・ロー繼受と異なつた結果を生ぜしめたのではなからうか。

なお、更に重要な、見逃がすことの出来ない理由の一つは、アメリカの聯邦制度という國家機構に由來するものである。即ち、それぞれの州が、主權を全く放棄することなく一つの Nation を形成するに至つたアメリカ合衆國では、國際的、州際的性格を有する海事については、とりわけ聯邦としての統一的處理が必要であつた。海法に於ける、統一性と調和性の原理は、アメリカ聯邦憲法に於ける基本的原理であると考へられている。<sup>15)</sup>従つて、アメリカが、海法を選び、海事管轄權の範圍を設定するに當り、獨立當時の如き、狹隘性と非合理性を刻印せられたイギリス特有の海法にあき足らず、國際的性格をもち、長い傳統に培われて、無理のないところの一般海法を繼受するに至つたのは不自然とは思われないのである。

ここで、イギリス海法に特異な法理の一つである、海事管轄權の基準に關する Tide-water doctrine を採り上げて、アメリカ海法がイギリス・ルールから決定的に離脱する過程に觸れて見たいと思う。

イギリス初期の海事裁判所の管轄權の及ぶ範圍は、海 (sea) 及び、潮の満ちた場合の高潮界及び低潮界の間 (Between high and low water mark when the tide was in.) とられていた。<sup>16)</sup>しかし、初期海事裁判所に於て、Admiral は貴重な難破物 (Wrecks) の領得を主張するために、潮が引いた場合の高潮界及び低潮界の間の土地にもその管轄權を擴張することから始め、潮のない小流や池の如きにそれを擴張すると共に、更に高潮界を超えて郡の域内 (within the bodies of the counties) に於て手を延ばしたため、逆に普通法裁判所側からの強力な反撃を受ける



ことになり、前述のリチャード二世の制限的制定法の立法を招く結果となつたのである。<sup>17)</sup> Wrecks にはじまる兩裁判所の管轄権の抗争は、自から海陸の境の微妙な一線を重要なキーポイントたらしめ、普通法裁判所はこの一線の解釋にその攻勢の口實を捉まえることになつたのであつた。ここに、潮の流れ (the flowing of the tide) に注目するイギリス独自の煩瑣な基準が誕生する。<sup>18)</sup> 例えば前述の1391年制定法は「陸上たると、水上たるとを問わず、州内に於て發生したる一切の契約、請願、争訟、その他一切の事件については、如何なる審理、權能、若しくは裁判權を有せざるべし」、但し「大河の流れに就航中の大船に於て犯されたる殺人罪、創傷罪については、海軍司令長官は審理權を有すべし、但し、同河の海に寄りたる橋より下流にして、かつ、同河の他の如何なる場所にもあらざることを要す」というが如き規定を以て海事裁判所の管轄權を制限したのであつた。<sup>19)</sup> しかも、普通法裁判所は、低潮界より上はその管轄に屬すると主張し、これを行使したために、その微妙な範圍では管轄權が競合するという有様であつた。<sup>20)</sup> 普通法裁判所の攻撃や兩裁判所間の抗争に對する調停の試みは、すべてこの locality の解釋を繞つて展開せられたが、遂に普通法裁判所の勝利に歸し、海事裁判所の管轄權は最低干潮線 (a very low ebb) まで縮小せしめられたのである。<sup>21)</sup> かくて、如何に navigable であつても ebb and flow of the tide なぎところに海事裁判所がその管轄權を失うのはもとよりのこととされ、Tide-water はイギリス海事管轄權決定の基準となつたのである。かくの如き法理は、イギリスに於ける裁判所間の確執という特殊な歴史的背景と、更に、潮の干満に注目せざるを得ないイギリス海岸の地理的特殊事情によるものと思われ、一般海法の知らざるところである。<sup>22)</sup> 地理的事情を異にする大陸國家たるアメリカの實狀に適さないことは、豫想できることであり、加えて裁判所間の確執という特殊な歴史を持たない新生國家アメリカが、不合理な法理を含むイギリス海法を離れ、一般海法に傾くのは當然ではなからうか。

しかし、このイギリス・ルールからの離脱は、憲法の簡潔性にも拘らず、聯邦裁判所の當初からの一貫した態度であつたわけでないことは注意すべきである。初期の判例に於ては、未だイギリス・ルールを決定的に斥けてしまうには至らず、たかだか少數意見に於てその方向が現われ得たに過ぎず、完全に訣別するに至つたのは、やつと十九世紀中葉 (The Genesee Chief, 1851) であつた。イギリスと同じく法典國でないアメリカが、法の繼受を完成するには、かなりの時の経過を必要とすると共に、アメリカ海法形成のための裁判所の役割の重要性が看取出来るのである。The Genesee Chief 事件は、オンタリオ湖 (Lake Ontario) 上に於ける衝突事件であるが、オンタリオ湖が大陸の内湖として潮の干満の存しないことは明らかであることから、海事裁判所の管轄権が争われたのに對して、裁判所は、海事裁判所に管轄権ありと判決し、その後の同趣旨の判決の繰り返しにより先例としての重みを加え、かくてイギリス・ルールから決定的に離脱したのである。「湖水及びそれと接續する可航水域は、聯邦憲法が制定せられた時に於けるアメリカ合衆國に於て識られ、了解されていた如く、海事管轄権の範圍に屬する」というのが同事件の判決であつた。<sup>23)</sup>

- (1) Benedict, op. cit., Vol. 1, p. 9. Robinson, op. cit., p. 7.
- (2) コンモン・ローの繼受とらうのは、個々のイギリス・コンモン・ローの判例・法規を指すのか、Common law "in mass" の繼受を指すのか問題となれる。海法については、どちらの意味に於てもイギリス海法を採用したのでない (Herbert Pope, *ibid.*)
- (3) "The judicial power shall extend to all cases of admiralty and maritime jurisdiction." とらう憲法の簡潔な表現の中に、しかし、既に一般海法繼受の方向を示唆するものがある。"all" とらう文言は、イギリス普通法裁判所の強行した如

を管轄権の侵害を排し、一般海法の認めるすべての管轄権を包含することを意味し、Admiralty に加うるに一見トートロキーの如き "Maritime" を加えたのは、總てのイギリス海事裁判所が、非海事事件についても不当に管轄権を擴張した如き例に倣わなうことを含蓄してゐるものと解される。(Benedict, op. cit., Vol. 1, pp. 6—7.)

- (4) なお、最近に於ける聯邦議會の立法活動の重要性は無視出来なく、聯邦憲法の解釋として、憲法は海事につき聯邦に司法權のみならず、立法權をも與へたものであるとされる。(Panama R. Co. v. Johnson, 1924, 264 U. S. 375, 44 S. G. 391, 68 L. ed. 748.) 本稿では聯邦議會の立法活動による海事管轄権の發展に觸れ得なかつたが、次の機會に詳述したい。
- (5) De Lovio. v. Boit (Fed. Cas. No. 3, 776.) スティーリー判事は、アメリカ海事裁判所の管轄権が、イギリスのその範圍よりも擴張せられたこの理由を、アメリカ獨立當時のイギリス裁判所の、制限立法に加えていた解釋ではなく、リチャード二世當時及びそれに直接續く時期のイギリス海事裁判所の解釋に従つたのであるという見解を否定してゐるのである。
- (6) Waring v. Clark (1847), 46 U. S. (5 How) 441, 454, 457. 12 L. ed. 226.
- (7) De Lovio. v. Boit, supra, note 4.
- (8) Robinson, op. cit., p. 8.
- (9) Mcfee, op. cit., p. 146.
- (10) Benedict, op. cit., Vol. 1, p. 9.
- (11) The Huntress, 2 Ware (Dav. 93) 102, Fed. Cas. No. 6, 914.
- (12) Benedict, op. cit., Vol. 4, pp. 439—440.  
イギリスでは海事裁判が陪審に依つて行なわれた歴史をもつてゐる。一般海法として、海事裁判は陪審に依らなうことが普遍的特徴である。これはローマ法の海法に對する最も大きい影響であつた。(Robinson, op. cit., p. 2, note 5; Macfee, op. cit., p. 13.)
- (13) 高柳・英法講義第一卷・法源理論二六一—二六四頁。
- (14) 高柳・前掲書二六一頁。田中和夫・前掲書二二二頁、二二四—二四五頁。
- (15) Benedict, op. cit., Vol. 1, p. 13.
- (16) Benedict, op. cit., Vol. 4, pp. 370—371.

アメリカ海法の成立

- (17) Benedict, op. cit., Vol. 4, pp. 371—373. 陸地上の Wrecks はノンモン・ローで國王の所有となるべきであつた。
  - (18) Benedict, op. cit., Vol. 1, p. 87.
  - (19) Benedict, op. cit., vol. 4, pp. 371—372. Holdsworth, op. cit., Vol. I, p. 548. Sanborn, op. cit., pp. 305—306.
  - (20) Holdsworth, op. cit., Vol. I, p. 550.
  - (21) Holdsworth, op. cit., Vol. I, p. 556.
  - (22) 一般海法に於て海 (Sea) の概念規定をするためには、決して明白な潮の干満 (the visible flux and reflux of the tide) を必要としない。現に Baltic Sea, Black Sea, Caspian Sea, Sea of Marmora, Sea of Azof, Dead Sea, Sea of Galilee 等の海には、明白な潮がない。地中海も潮は全くなく、又は殆んどないのである。(Benedict, op. cit., Vol. I, p. 86.) 之に反して、イギリス沿岸は潮が大きい。イギリス海法に於て潮が注目せられたのは、この地理的條件から見て自然である。潮の昇降差 (the range of tides) は New York に於て四、五呎、Hamburg 六呎、Rotterdam 五呎に對し、イギリスのリヴァプール (Liverpool) では實に二十五呎から三十呎に及ぶのである。(John A. Todd, The Shipping World, p. 206.) 従つて、滿潮界と干潮界の間の土地に對する管轄權が、特に難破物の領得を續けて争われる、或は合理的理由があつたわけである。
- 一方アメリカ大陸に於ては、海法上、最も主要なニューヨークに於て、右に擧げた如く自立した干満の差が見られないのである。
- 更に、アメリカは、その大陸内部に於て、潮汐と何等關係のない歴大な可航水域——例えばニューヨーク州にはわが國の九州と四國がすつぽり入る位の大きいオンタリオ湖 (Lake Ontario) やエリー湖 (Lake Erie) ——を擁し、また、河口から數百哩上流まで航洋船が通航し得る世界有数の大河ミシシッピ河 (Mississippi River) の如きを持つて、自然條件の相違は、それだけでもイギリス・ルールの採り難うことを言明せしめるべきであらう。
- (23) George C. Sprague, The Extension of Admiralty Jurisdiction and the Growth of Substantive Maritime Law in the United States since 1835, in 3 Law: A Century of Progress, 1937, pp. 295—300. The Genesee Chief, 12 How (53 U. S.) 443 (1851); 尙、イギリス・ルーンを無視するに至るまでの判例を年代順に進ませ、Steamboat Thomas Jefferson, 10 Wheat (23 U. S.) 428 (1825); Peyroux v. Howard, 7 Pet. (32 U. S.) 324, 343 (1833); Steamboat Orleans, 11 Pet.

(36 U. S.) 175, 183 (1837); United States v. Combs, 15 Pet. (37 U. S.) 72, 77 (1838); Waring v. Clark, 5 How. (46 U. S.) 441 (1847); The Lexington, 6 How. (47 U. S.) 344, 392 (1848) 等々。

## 五

以上によつてアメリカ海法成立の背景と、アメリカがイギリス海法を離れ、一般海法を継受するに至つた原因と考えられるものの概要を述べたのであるが、もとより問題は大きく、詳細な討究は將來に期することにして、ここでは、しからばアメリカ海法は、イギリス海法と無縁に存在するものかという點に觸れておきたい。現状に即していえば、その答は否である。イギリス・コンモン・ローを継受したアメリカが、アメリカ・コンモン・ローをアメリカの國情に合致せしめるべく、やはり、イギリス流に裁判所の判決を通じて發展せしめていつたと同じく、海法についても、その成立に當つては、イギリス海法を、イギリス・コンモン・ローの如くに継受しなかつたとしても、その後の發展に當つては、海事裁判所の判決を重ねることにより、アメリカの國情に合致せしむべく、判例法主義に忠實であつたといふことは、自から、その精神に於て大陸法主義と異なつたものを醸成していつたのである。<sup>1)</sup> イギリスに於ても、十九世紀中葉海事裁判所が、普通裁判所により十七世紀に奪われた権限の大部分を回復したため、アメリカ海事裁判所との隔りを縮めてきており、政治上、經濟上、兩國の關係が密接の度を加えるにつれて、海法の領域に於ても、相互の影響が大きくなりつつあることが考えられる。尙、大陸諸國と異なり、海法典の編纂は遂にアメリカに於ても行なわれなかつたし、法典としては將來も行なわれることはないであらう。かくて、成立に於てイギリス海法から離脱の方向を示したアメリカ海法も、判例を通じて發展する過程に於て、English-speaking people の共通性の地盤の上に、徐々に Anglo-

American Admiralty Law を作りあげつつあるのではなからうか。これらの點の論證は次の機會に譲り、一先ずこの稿を終ることにする。

- (1) 従つて、アメリカ初期の海事判例をみる場合、それが現在のアメリカの司法的見解に於て承認されている限りに於て、その先例としての權威を認められるべく、そのために、周到的注意を以て海事法の發展過程を考察しなければならないことを、*ベネディクト*は教えてゐる。(Benedict, op. cit., Vol. 1, p. 11.)
- (2) 一八四〇年の第一の海事裁判所法 (Admiralty Court Act, 1840) が舊來の管轄權の回復のための立法の最初であり、一八五四年、一八六一年に更に擴張し、一八七三年に高等裁判所に統合されたのである。(Judicature Act, 1873.)